

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成28年2月29日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	岸 秀 隆
同	小 泉 米 造
同	清 水 勉

監 査 結 果 報 告 書

平成27監査年度 第2回

(平成27年11月～平成28年1月定期監査)

(平成28年1月随時監査)

(平成28年1月財政的援助団体等監査)

平成28年2月

奈良県監査委員

目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 委員監査実施日 -----	2
	4 監査対象機関 -----	2
	5 監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	5
	(3) 所属別 -----	6
	ア. 本庁	
	総務部 -----	6
	地域振興部 -----	6
	行政委員会 -----	6
	イ. 出先機関	
	知事公室 -----	6
	総務部 -----	6
	地域振興部 -----	7
	健康福祉部 -----	7
	こども・女性局 -----	7
	医療政策部 -----	7
	暮らし創造部 -----	7
	景観・環境局 -----	8
	産業・雇用振興部 -----	8
	農林部 -----	8
	県土マネジメント部 -----	8
	まちづくり推進局 -----	10
	教育委員会 -----	10
	警察本部 -----	13
第2	随時監査 -----	13
第3	財政的援助団体等監査 -----	14
	1 監査の実施方針 -----	14
	2 監査実施状況 -----	14
	3 監査の結果 -----	14
	(1) 指摘等件数 -----	14
	(2) 意見の内容 -----	14
	(3) 団体別 -----	15
	地方独立行政法人奈良県立病院機構 -----	15
	公益財団法人奈良県人権センター -----	17
	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 -----	18
	奈良生駒高速鉄道株式会社 -----	19
	奈良中心市街地公共交通活性化協議会 -----	21
	平成27年度全国高等学校総合体育大会 奈良県実行委員会 -----	21
	奈良新県営プールPFI株式会社 -----	22
	近鉄住宅管理株式会社 -----	22

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的、効果的に実施するため、平成27年度監査実施計画において監査重点事項を次のとおり設定した。

(1) 税外未収金に係る債権管理について

税外未収金について、平成25年度においては、中小企業振興資金貸付金の債権放棄等により大幅に減少しているものの、高校奨学資金等の貸付金や県営住宅の使用料、損害金等は増加しており、回収努力や債権管理が不十分と認められる事例も認められた。

このため、平成25年度決算審査意見書においても「未収金の縮減に向けては、未収金対策推進連絡会議において情報交換や有効な手法の検討を行うとともに、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」が定められ、それに従った取組が進められているが、未だ十分なものとは認められない。未収金対策は重要な課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、行政監査の監査意見等も踏まえ、新たな未収金の発生防止に向け、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の強化に努められたい。」と監査委員が意見を述べたところである。

さらには、平成26年4月に改訂された「奈良県行政経営マネジメントプログラム」においても「未収金対策の促進」が取組項目として挙げられている。

そこで、税外未収金に係る債権管理について、引き続き注意深く監査を行う必要があるものと認められることから、平成25年度行政監査結果や同年11月に策定された「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等のフォローアップを行いながら、監査を行う。

(2) 公有財産の管理について

公有財産は、県民から負託された重要な財産であり、地方自治法のほか、奈良県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理しなければならないことはいうまでもない。

平成25年度決算審査意見書においても「適正な財産管理の重要性が一段と増

している中、「出資による権利」を会計管理者へ報告していないもの」等の不適正な事務処理を例示し、財産管理における内部統制の強化と厳正な運用の徹底を求めたところである。

また、今後の地方公会計の整備促進により、平成27年度からの3年間で統一的な基準による財務書類を作成することが予定されており、その前提となる固定資産台帳の整備等、公有財産の管理が適切に行われるよう監査を行う。

なお、公有財産の有効活用については、全庁的なファシリティマネジメント推進の取組の中で検討等がなされているため、除くものとする。

3 委員監査実施日

平成27年11月25日～平成28年1月21日

4 監査対象機関

本庁1所属及び出先機関18所属については実地監査を、出先機関72所属及び行政委員会2所属については書面監査を執行した。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室		4	産業・雇用振興部		2
総 務 部	2	1	農 林 部	2	3
地 域 振 興 部	1	4	県土マネジメント部	7	1
健 康 福 祉 部		4	まちづくり推進局		2
こども・女性局		2	教 育 委 員 会	6	30
医 療 政 策 部	1	5	行 政 委 員 会		2
くらし創造部		3	警 察 本 部		10
景 観 ・ 環 境 局		1	合 計	19	74

※ 実地監査：監査委員が監査対象部局と対面することにより、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取し行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指 摘 事 項						注 意 事 項							意 見		合 計
	収 入	契 約	委 託	財 産	物 品	公 用 車	収 入	支 出	契 約	財 産	物 品	公 用 車	そ の 他	収 入	そ の 他	
知 事 公 室			1													1
総 務 部				1			1			1						3
地 域 振 興 部							1			1						2
健 康 福 祉 部	2															2
医 療 政 策 部									1							1
産 業 ・ 雇 用 振 興 部					1		1									2
農 林 部				1												1
県 土 マ ネ ジ メ ン ト 部	2		3			1	3	1					2		4	16
教 育 委 員 会		1		1				5	1	1	1			1		11
警 察 本 部						2						1				3
小 計	4	1	4	3	1	3	6	6	2	3	1	1	2	1	4	42
合 計	16						21							5		

※ 定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金 * 生活保護費返還金等にかかる未収金の回収について	2	中和福祉事務所、吉野福祉事務所
	調定事務 道路占用料の調定期間について	1	郡山土木事務所
	河川占用料の調定期間について	1	吉野土木事務所
契約	契約事務 かいの契約締結権限等を超えた契約について	1	郡山高等学校
委託	委託事務 委託契約の締結について	4	東京事務所、奈良土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所
財産	財産管理 * 公有財産の管理にかかる事務の引継について	1	管財課
	* 公有財産の台帳登載について	2	東部農林振興事務所、高田高等学校
物品	重要物品 重要物品の報告について	1	産業振興総合センター
公用車	公用車関係 公用車使用中における事故防止について	3	五條土木事務所、郡山警察署、橿原警察署

(イ) 注意事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金 * 県立大学授業料にかかる未収金の回収について	1	教育振興課(旧県立大学分)
	* 契約解除に伴う違約金の未収金の回収について	1	郡山土木事務所
	* 契約解除に伴う違約金等の未収金の回収について	1	中和土木事務所
	調定事務 行政財産使用料の調定について	2	産業振興総合センター、高田土木事務所
	その他 軽油引取税の徴収について	1	中和県税事務所
支出関係	会計処理 資金前渡にかかる事務について	1	五條土木事務所
	資金前渡の精算について	1	大和中央高等学校
	給与・手当 通勤手当の認定について	3	二階堂高等学校、橿原高等学校、畝傍高等学校
	職員手当の認定について	1	五條高等学校
契約	契約事務 かいの契約締結権限を超えた契約について	1	中和保健所
	随意契約の限度額を超えた契約について	1	添上高等学校
財産	財産管理 * 公有財産台帳の登載誤り等について	1	教育振興課(旧県立大学分)
	* 公有財産の台帳登載について	2	奈良県税事務所、添上高等学校
物品	物品管理 備品の管理について	1	高田高等学校
公用車	公用車関係 公用車使用中における事故防止について	1	西和警察署
その他	その他 内部統制の強化・充実について	2	郡山土木事務所、宇陀土木事務所

(ウ) 意見

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金 * 高等学校授業料にかかる未収金の回収について	1	西和清陵高等学校
その他	その他 内部統制の強化・充実について	4	奈良土木事務所、中和土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所

*印は、平成27監査年度における重点項目

(3) 所属別

ア 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
総 務 部	管財課	1 1 月 2 6 日	<p>公有財産の管理にかかる事務の引継について 橿原総合庁舎にかかる公有財産の管理に関する事務を中南和県税事務所に移したにもかかわらず、引継及び公有財産異動等報告を行わなかったことから、同庁舎の分任管理者において備える公有財産台帳が整備されていなかった。 庁舎管理に関する指導的立場にもあることから、公有財産管理の重要性を認識し、奈良県公有財産規則に基づいた適正な公有財産管理に努めるべきである。 (指摘事項) 【中南和県税事務所の監査での指摘事項】</p>
地 域 振 興 部	教育振興課 (旧 県立大学)	1 2 月 2 1 日	<p>県立大学授業料にかかる未収金の回収について 県立大学授業料において未収金の増加が認められた。新たな未収金の発生防止に向けた取組や文書による督促・催告、個別指導等により未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 また、債権管理事務を適時、適切かつ効率的に行うために、債権管理マニュアルの整備充実を図られたい。 (注意事項)</p> <p>公有財産台帳の登載誤り等について 学校用地について公有財産台帳の土地面積と公簿面積が相違しているものが認められた。 また、建物新築に伴い取り壊した工作物について、公有財産台帳からの抹消が漏れているものが認められた。いずれも公有財産の異動事由が発生しているにもかかわらず、公有財産異動等の報告が行われなかったことによるものである。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
行 政 委 員 会	労働委員会事務局	1 月 2 1 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	人事委員会事務局	1 月 2 1 日	同 上

イ 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	東京事務所	1 月 2 1 日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	旅券事務所	1 月 2 1 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	外国人支援センター	1 月 2 1 日	同 上
	消防学校	1 月 2 1 日	同 上
総 務 部	奈良県税事務所	1 2 月 1 7 日	<p>公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、公有財産台帳に登載さ</p>

			<p>れていなかった。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	中南和県税事務所	1月26日	<p>軽油引取税の徴収について</p> <p>軽油引取税において、特別徴収義務者である特約業者からの納入申告書が複数年度にわたり一度も提出されていないにもかかわらず、課税の必要性を調査していない事例が認められた。</p> <p>速やかに当該事例の実態を調査するとともに、特約業者の指定の取消等も含め、必要な措置をとられたい。(注意事項)</p>
	自動車税事務所	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地域振興部	万葉文化館	1月21日	同 上
	民俗博物館	1月21日	同 上
	文化会館	1月21日	同 上
	橿原文化会館	1月21日	同 上
健康福祉部	中和福祉事務所	1月21日	<p>生活保護費返還金等にかかる未収金の回収について</p> <p>生活保護費返還金等において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、引き続き適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p>
	吉野福祉事務所	1月21日	<p>生活保護費返還金等にかかる未収金の回収について</p> <p>生活保護費返還金等において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、引き続き適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p>
	視覚障害者福祉センター	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	1月21日	同 上
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	1月21日	同 上
	精華学院	1月21日	同 上
医療政策部	郡山保健所	1月21日	同 上
	中和保健所	12月21日	<p>かいの契約締結権限を超えた契約について</p> <p>検査業務委託において、かい長に委任されている契約締結限度額を超えた契約が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	吉野保健所・内吉野保健所	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	保健研究センター	1月21日	同 上
	精神保健福祉センター	1月21日	同 上
	薬事研究センター	1月21日	同 上
くらし創造部	野外活動センター	1月21日	同 上
	食品衛生検査所	1月21日	同 上

	消費生活センター	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
景観・環境局	景観・環境総合センター	1月21日	同上
産業・雇用振興部	産業振興総合センター	1月21日	<p>重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出において、重要物品の登載誤りが認められた。 今後、重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>行政財産使用料の調定について 行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)</p>
	高等技術専門学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
農 林 部	北部農林振興事務所	1月21日	同上
	中部農林振興事務所	11月26日	同上
	東部農林振興事務所	11月25日	<p>公有財産の台帳登載について 取得した土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 また、建物についても、公有財産台帳に登載されていないものや変更されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	南部農林振興事務所	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	畜産技術センター	1月21日	同上
県土マネジメント部	奈良土木事務所	12月21日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後または業務終了直前に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、委託契約における不適正な事務の他、調定事務、支出事務等においても注意を要する事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (意見)</p>
	郡山土木事務所	12月17日	<p>道路占用料の調定時期について 道路占用料について、大幅な調定の遅延が認められた。奈良県道路占用料に関する条例により、会計年度ごとに分納する場合の占用料の納期限は4月末日となっている。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良</p>

		<p>県道路占用料に関する条例に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>契約解除に伴う違約金の未収金の回収について 契約解除に伴う違約金の未収金について、滞納者に対する督促、納付交渉等の取組を十分行っていない事例が認められた。 「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前年度に内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、調定事務、債権管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(注意事項)</p>
高田土木事務所	12月15日	<p>行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定漏れが認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、年度当初に調定を行うべきである。(注意事項)</p>
中和土木事務所	11月26日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に変更契約書を作成した事例、契約書の作成が遅延した事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時等には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>契約解除に伴う違約金等の未収金の回収について 契約解除に伴う違約金等の未収金について、滞納者に対する催告、納付交渉等の取組を十分行っていない事例が認められた。 「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、債権管理、契約事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実にも努められたい。(意見)</p>
宇陀土木事務所	11月25日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出負担行為額の誤り、不</p>

		適正な年度更正等、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (注意事項)
	吉野土木事務所 11月25日	河川占用料の調定期期について 河川（土地）占用料について、大幅な調定の遅延が認められた。奈良県河川管理規則の規定により、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたり、翌年度以降に係る流水占用料等を各会計年度ごとに徴収する場合における翌年度以降に係る流水占用料等の納付時期は、当該会計年度の4月30日となっている。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県河川管理規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、調定事務や支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (意見)
	五條土木事務所 12月15日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項) 資金前渡にかかる事務について 電気代（節：需用費その他）の支払において、資金前渡が遅延したため、別途資金前渡された後納郵便料金（節：役務費）から一時的に支払っている事例が認められた。 また、当該後納郵便料金を納付書払いしたことにより、当初の前渡資金に不要が生じたにもかかわらず精算がなされず、年度を越えて処理をしていた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、資金前渡における不適正な取扱いなど、支出事務、契約事務等において注意を要する事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (意見)
	へりポート管理事務所 1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所 1月21日	同 上
	春日野国際フォーラム 1月21日	同 上
教育委員会	社会教育センター 1月21日	同 上

教育研究所	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良朱雀高等学校	1月21日	同 上
奈良高等学校	1月21日	同 上
西の京高等学校	1月21日	同 上
平城高等学校	1月21日	同 上
高円高等学校	1月21日	公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、前回の監査で公有財産台帳への登載漏れを注意した物件が依然として登載されていないことに加え、平成26年度中に取得した物件についても公有財産台帳に登載されていないことが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)
登美ヶ丘高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
山辺高等学校	1月21日	同 上
生駒高等学校	12月17日	同 上
奈良北高等学校	1月21日	同 上
郡山高等学校	1月21日	かいの契約締結権限等を超えた契約について 複写サービスにかかる長期継続契約において、かい長に委任されている契約限度額を超えるとともに、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより締結している事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
大和中央高等学校	12月17日	資金前渡の精算について 役務費（郵送料）の資金前渡において、精算手続の遅延が認められた。 また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)
法隆寺国際高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
西和清陵高等学校	1月21日	高等学校授業料にかかる未収金の回収について 平成26年度の公立高等学校授業料について、未収金の発生が認められた。郵送、面談、訪問による催告を実施しているが、予備監査時点では、全額未納となっている。 未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。未納者に対して、納付指導を徹底するとともに、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づく適正な徴収事務に取り組み、未収金の回収に努めるべきである。 (意見)
添上高等学校	11月26日	随意契約の限度額を超えた契約について 空調設備のレンタルにおいて、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより締結している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。

		(注意事項) 公有財産の台帳登載について 通学用通路LED防犯灯等整備工事により取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
二階堂高等学校	1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、3件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)
磯城野高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
橿原高等学校	1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の支給不足及び2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)
畝傍高等学校	1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、6件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)
高取国際高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良情報商業高等学校	1月21日	同 上
桜井高等学校	12月21日	同 上
榛生昇陽高等学校	11月25日	同 上
王寺工業高等学校	1月21日	同 上
大和広陵高等学校	1月21日	同 上
香芝高等学校	1月21日	同 上
高田高等学校	1月21日	備品の管理について 処分済備品において、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)
青翔高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
青翔中学校	1月21日	同 上
大淀高等学校	1月21日	同 上
五條高等学校	12月15日	職員手当の認定について 扶養手当及び住居手当の認定において、事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)
十津川高等学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良東養護学校	1月21日	同 上

警 察 本 部	奈良西養護学校	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	二階堂養護学校	1月21日	同 上
	奈良西警察署	1月21日	同 上
	生駒警察署	1月21日	同 上
	郡山警察署	1月21日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)
	西和警察署	1月21日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)
	天理警察署	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	桜井警察署	1月21日	同 上
	橿原警察署	1月21日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)
	高田警察署	1月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	香芝警察署	1月21日	同 上
吉野警察署	1月21日	同 上	

第2 随時監査（農林部からの依頼による監査）

所属名	監査の対象	実施年月日	監査の結果
農 林 部 林業振興課	奈良県有林西原経営区分収育林契約の収入・支出にかかる収支決算書類	平成28年 1月21日	奈良県有林西原経営区分収育林契約の収支決算について、関係諸帳簿との符合確認、保管現金の帳簿残高との合致確認を実施したところ、収支決算書に示された金額に誤りは認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	2	2	8

※ 出資団体で他にも該当する場合は、出資団体の欄に記載している。

3 監査の結果

(1) 指摘等件数

指摘	注意	意見	合計
—	—	2	2

(2) 意見の内容

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営収支の改善について	1	地方独立行政法人奈良県立病院 機構
その他	繰越金について	1	道路環境課（補助金等所管課）

(3) 団体別

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院 機構	実施年月日	平成28年1月19日
-----	----------------------	-------	------------

ア、団体の目的

地方独立行政法人法に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	7,482,128,288	固定負債	7,540,915,951
有形固定資産	7,479,153,988	資産見返負債	
建物	3,978,705,028	資産見返物品受贈額等	135,692,456
構築物	105,770,681	建設仮勘定見返補助金等	2,760,000
器械備品	3,289,131,459	長期借入金	678,000,000
リース器械備品	66,982,007	移行前地方債償還債務	3,337,328,595
車両	24,436,664	引当金	
美術品	1,480,000	退職給付引当金	3,366,080,731
建設仮勘定	12,648,149	リース債務	21,054,169
無形固定資産	2,974,300	流動負債	5,415,826,806
電話加入権	2,974,300	短期借入金	1,100,000,000
流動資産	4,192,992,605	一年以内返済予定移行前地	
現金及び預金	392,951,325	方債償還債務	1,112,785,187
医業未収金	3,694,872,375	医業未払金	1,641,112,338
貸倒引当金	△ 201,571,954	未払金	726,767,640
未収金	110,922,115	一年以内支払予定リース債	
医薬品	116,052,607	務	42,153,713
診療材料	79,766,137	預り金	81,055,379
		引当金	
		賞与引当金	711,952,549
		負債合計	12,956,742,757
		資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	
		当期未処理損失	△ 2,924,619,119
		純資産合計	△ 1,281,621,864
合 計	11,675,120,893	合 計	11,675,120,893

損 益 計 算 書

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	21,995,493,492	営業収益	20,332,432,711
医業費用	21,517,612,744	医業収益	19,382,666,216
看護師養成事業費用	200,453,347	看護師養成事業収益	35,305,826
一般管理費	277,427,401	運営費負担金収益	754,292,000
営業外費用	677,213,341	補助金等収益	80,661,000
財務費用	67,155,858	寄付金収益	53,461,000
控除対象外消費税等	610,057,483	資産見返物品受贈額戻入	26,046,669
臨時損失	838,021,521	営業外収益	157,334,835
固定資産除却損	804,462	運営費負担金収益	5,808,000
過年度損益修正損	4,536,273	補助金等収益	28,632,400
その他臨時損失	832,680,786	財務収益	21,688
		その他営業外収益	122,872,747
		臨時利益	96,341,689
		その他臨時利益	96,341,689
合 計	23,510,728,354	合 計	20,586,109,235
当期純損失	△ 2,924,619,119		

ウ、県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金1,642,997,255円は、100%県の出資

(イ) 平成26年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金	760,100,000円
小児救急医療支援事業補助金	12,588,000円
臨床研修事業補助金	22,636,000円
がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	12,060,000円
産科医等確保支援事業補助金	1,870,000円
新人看護職員研修事業補助金	1,490,000円
新生児医療担当医確保支援事業補助金	627,000円
周産期母子医療センター運営事業補助金	27,997,000円
認定看護師等資質向上補助金	3,498,010円
在宅医療推進事業補助金	1,393,000円
奈良県総合医療センター建替整備事業補助金	27,481,390円
専門医認定支援補助金	413,000円

監 査 結 果

経営収支の改善について（意見）

平成26年度の総事業損益は、会計基準の見直しの影響もあり、29億2千万円余の損失となった。

病院機構設立時の収支見通しと比べると、初年度から大きく乖離が生じており、

この状況を踏まえれば次年度以降も更なる悪化が懸念される。

今後は乖離原因等の分析を行うとともに、各病院の経営改善対策の取組を一層強化し収支の改善を図られたい。

団体名	公益財団法人奈良県人権センター	実施年月日	平成28年1月19日
-----	-----------------	-------	------------

ア、団体の目的

行政・教育・運動にたずさわる各機関、団体の有機的連携を図るための施設を提供するとともに、同和問題をはじめとする人権問題について、より一層県民の理解及び協力を得るための普及・啓発活動の促進を図り、もって同和問題の早期完全解決を図ることを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,863,757	流動負債	857,033
現金預金	1,766,626	未払金	786,033
未収金	97,131	未払法人税等	71,000
固定資産	172,982,458	固定負債	100,000
基本財産	3,000,000	受入保証金	100,000
定期預金	3,000,000	負債合計	957,033
その他の固定資産	169,982,458	一般正味財産	173,889,182
有形固定資産	169,593,604	指定正味財産	0
無形固定資産	388,854	正味財産合計	173,889,182
合 計	174,846,215	合 計	174,846,215

正味財産増減計算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	23,659,508	経常収益	13,978,791
事業費	46,576	事業収益	6,623,740
管理費	23,612,932	受取補助金等	5,976,000
		雑収入	1,379,051
当期費用合計(a)	23,659,508	当期収益合計(b)	13,978,791
当期正味財産増減額	△ 9,680,717		
(b) - (a)			

ウ、県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産3,000,000円のうち2,000,000円（約66.7%）を出捐

(イ) 平成26年度の補助金は、次のとおりである。

公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金 5,976,000円

監査結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	実施年月日	平成28年1月18日
-----	------------------	-------	------------

ア、団体の目的

奈良県が設置した奈良県障害者総合支援センター及び県営福祉パークの運営について、奈良県から委託（指定管理）を受け、適切かつ効率的に行うことにより、奈良県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	484,088,821	流動負債	19,064,957
普通預金	434,344,049	未払金	18,263,201
定期預金	48,600	預り金	801,756
未収金	49,696,172	固定負債	0
固定資産	250,000,536	負債合計	19,064,957
基本財産	10,000,000	基本金	10,000,000
その他の固定資産	240,000,536	その他の積立金	239,951,400
		次期繰越活動収支差額	465,073,000
		純資産合計	715,024,400
合 計	734,089,357	合 計	734,089,357

収 支 計 算 書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	554,635,652	事業活動収入	599,823,864
人件費支出	431,495,512	受託事業等収入	281,994,000
事務費支出	62,146,615	利用料金収入	208,378,466
事業費支出	59,726,514	寄附金収入	20,000
減価償却費	24,221	雑収入	58,667,398
徴収不能金	1,242,790	引当金戻入	50,764,000
就労支援事業支出	4,708,448	就労支援事業活動収入	4,708,446
		事業活動外収入	182,535
当期支出合計(a)	559,344,100	当期収入合計(b)	604,714,845
当期収支差額(b)-(a)	45,370,745	前期繰越収支差額	419,653,655
次期繰越収支差額		その他の積立金取崩額	48,600
(c)-(a)	465,073,000	収入合計(c)	1,024,417,100

ウ、県の財政的援助等の状況

基本財産10,000,000円は、100%県の出捐

エ、公の施設の指定管理の状況

(ア) 公の施設名 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク、福祉住宅体験館

(イ) 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県障害者総合支援センターの管理運営
- ・県営福祉パーク、福祉住宅体験館の管理運営

(ウ) 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日

(エ) 指定管理委託料 260,058,000円(平成26年度)

監 査 結 果

出資等及び公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良生駒高速鉄道株式会社	実施年月日	平成28年1月15日
-----	--------------	-------	------------

ア、団体の目的

関西文化学術研究都市の整備及び奈良県北部における宅地開発等に伴い発生する鉄道輸送需要の増加に対応し、大阪都心部と関西文化学術研究都市を直結する東西

方向の幹線軸を形成するとともに、近鉄奈良線の混雑緩和を図るため、京阪奈新線（生駒～登美ヶ丘間）の整備を進めることを目的として、第三種鉄道事業会社として設立された。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	63,850,086	流動負債	4,616,045,783
現金預金	63,675,055	一年内返済長期借入金	4,502,220,000
その他の流動資産	175,031	その他の流動負債	113,825,783
固定資産	30,549,729,515	固定負債	20,032,590,000
鉄道事業固定資産	29,972,808,608	長期借入金	20,032,590,000
投資その他の資産	576,920,907		
		負債合計	24,648,635,783
		株主資本	5,964,943,818
		資本金	10,255,000,000
		利益剰余金	△4,290,056,182
		純資産合計	5,964,943,818
合 計	30,613,579,601	合 計	30,613,579,601

損 益 計 算 書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	1,396,765,413	営業収益	1,690,156,296
一般管理費	145,012,913	鉄道線路使用料収入	1,670,000,000
諸税	178,310,686	運輸雑入	20,156,296
減価償却費	1,073,441,814	営業外収益	1,633,394
営業外費用	443,477,947	受取利息	1,633,093
支払利息	443,477,947	その他	301
法人税住民税及び事業税	1,250,000	特別利益	9,626,239
		固定資産受贈益	9,626,239
合 計	1,841,493,360	合 計	1,701,415,929
当期純損失	△ 140,077,431		

ウ、県の財政的援助等の状況

資本金10,255,000,000円のうち3,076,500,000円（30.0%）を出資

監 査 結 果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良中心市街地公共交通活性化協議会	実施年月日	平成28年1月15日
-----	-------------------	-------	------------

ア、補助金等を交付した団体の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域内における住民の生活に必要な輸送の確保その他公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。

イ、補助金等の交付状況

平成26年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良中心市街地公共交通活性化協議会負担金 205,900,000円

監査結果

<補助金等所管課の道路環境課に対する意見>

繰越金について（意見）

奈良中心市街地公共交通活性化協議会は、奈良市中心市街地における渋滞緩和、公共交通での移動環境の向上等を目標に、奈良中心市街地公共交通総合計画に基づき事業を実施しているところであるが、平成26年度から平成27年度における繰越が多額であった。

当該繰越金の財源は、全て県負担金であることから、事業計画の精査等による負担金の減額などにより、必要以上の繰越金の解消について、団体へ働きかけられたい。

団体名	平成27年度全国高等学校総合体育大会奈良県実行委員会	実施年月日	平成28年1月18日
-----	----------------------------	-------	------------

ア、補助金等を交付した団体の目的

奈良県において開催される平成27年度全国高等学校総合体育大会の開催に関し、準備及び運営にあたることを目的とする。

イ、補助金等の交付状況

平成26年度の補助金等は、次のとおりである。

全国高等学校総合体育大会開催準備事業補助金 19,870,742円

監査結果

補助等にかかる出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良新県営プールPFI株式会社	実施年月日	平成28年1月19日
-----	-----------------	-------	------------

公の施設の指定管理の状況

- (ア) 公の施設名及び指定期間
浄化センター公園 平成24年4月1日～平成26年6月30日
まほろば健康パーク 平成26年7月1日～平成41年3月31日
- (イ) 指定管理業務の主な内容
新県営プール施設等の維持管理業務及び運営業務
- (ウ) 指定管理委託料 81,705,393円（平成26年度）

監査結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	近鉄住宅管理株式会社	実施年月日	平成28年1月18日
-----	------------	-------	------------

公の施設の指定管理の状況

- (ア) 公の施設名 紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・稗田・東高田・天理南・阿部・橿原ニュータウン・山崎県営住宅
- (イ) 指定管理業務の主な内容
上記13県営住宅団地にかかる次の業務
- ・入居者の公募、入居・退去の手続に関する業務
 - ・入居者への指導・連絡に関する業務
 - ・家賃等の収納に関する業務
 - ・施設の維持修繕に関する業務等
- (ウ) 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日
- (エ) 指定管理委託料 173,997,000円（平成26年度）

監査結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。